

# 豊郷町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 10 月

## 1 現状(平成 19 年4月1日現在)

### (1) 職種ごとの平成年齢・平均給料・平均給与等および民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	55.6 歳	9 人	295,311 円	300,011 円	—	—	—
用 務 員	54.1 歳	4 人	268,100 円	272,200 円	用 務 員	53.9 歳	227,200 円
学 校 給 食	54.7 歳	2 人	317,800 円	319,950 円	調 理 士	38.5 歳	269,400 円
運 転 手	* 歳	1 人	* 円	* 円	自家用乗用車 運 転 手	54.6 歳	298,800 円
そ の 他	58.8 歳	2 人	318,000 円	327,500 円	—	—	—
滋賀県	50.0 歳	301 人	337,584 円	382,218 円	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	—	—	—
類似団体	48.6 歳	9 人	271,177 円	293,202 円	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成 19 年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 16～18 年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※対象となる人数が1人の場合は、個人情報保護の観点から「\*」とし公表を控える。

### (2) 年齢別職員数

区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	3 人	1 人	5 人	0 人	9 人

### (3) その他給与に関する事項

#### ① 給料表

技能職は、国家公務員の行政職給料表(二)の1級から5級を合成した技能職給料表(1級制)を、労務職は、国家公務員の行政職給料表(二)の1級から4級を合成した労務職給料表(1級制)を採用している。

#### ② 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末勤勉手当等を該当者に支給しています。

### ③ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給(一定の年齢以上は2号給の昇給抑制措置)を標準として昇給させている。

## 2 基本的な考え方

集中改革プランおよび定員適正化計画に基づき、職員数の削減を図り、総人件費の抑制に努めるとともに、適正な給与制度となるよう取り組んでいく。

## 3 具体的な取組内容

給与については、平成18年度の給与構造改革において給与の水準を引き下げ、特殊勤務手当の廃止、昇給抑制制度の導入および枠外昇給を廃止しました。

今後は、国、県、県内市町および民間における同種の職員の給与等を参考として、適正な給与制度となるよう、その都度見直しを検討していく。

職員については、退職不補充を原則として職員数の削減を図り、事務・事業の見直し等に取り組み、臨時職員等の活用および民間委託を検討していく。